

## 新市建設主要施策・事業

分野	主要施策	主要事業
暮らし	学校教育の充実	生涯学習の地域の核となる学校施設を、将来的なあり方などの長期的な視点を踏まえながら、計画的に整備します。
	市民スポーツの振興	市民スポーツの振興を図るために、新市としての総合的なスポーツ施設の配置等を踏まえながら、地域スポーツの核となるスポーツ施設を、計画的に整備します。
	児童福祉の推進	児童福祉の推進を図るために、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、新市として保育ニーズへの対応方針を策定しながら、保育所等の計画的整備を進めます。
	コミュニティ活動の振興	地域社会の再生・充実を図るために、地域社会(コミュニティ)の整備方針の検討を進め、コミュニティ活動の核となる施設を計画的に整備します。
都市基盤・生活基盤	防災体制の整備・充実	市民の安全を守るために、新市域を統合した防災情報ネットワークを構築するとともに、新市としての救急・消防防災の拠点整備に取り組みます。
	総合的な生活排水処理の推進	生活環境の改善と水質保全を図るために、新市全体の効果的・効率的な生活排水処理を目的に、地域特性に応じた生活排水処理事業(公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など)を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
	総合的な上水道の整備	新市域内に良質な水を効率的に安定して供給するために、配水管網の見直しによる再整備や未給水地域への配水管敷設など一体的な水道事業の確立に向け、計画的な施設整備を行います。
	衛生的な生活環境の整備	し尿収集業務の円滑化を進めるとともに、それらのし尿の適正かつ効率的な処理を図るため、施設の整備・充実を進めます。さらには、将来を展望しながら斎場の周辺の環境整備を含めた整備に取り組みます。
	快適な居住空間の整備	質の高い居住空間の整備と地域社会の定住性の向上を目的に、公営住宅の計画的な整備や住宅市街地の住環境の整備などを、市民ニーズに基づき年次的に進めます。
	域内幹線道路等の整備	新市域内の円滑な交通環境を整備するために、地元との協力の下に、計画的な域内幹線道路の整備を進めます。
美しい都市空間の整備	美しい都市空間を構成する緑あふれる公園や水と親しむ公園等、地域特性を活かした身近な公園を、計画的に整備します。	
産業・雇用	地域農業の振興	地域農業の振興を目的に、地元で生産された安全で新鮮な農産物を、地元で安心して購入し消費できる地産地消、販路拡大や情報提供などを推進するため、特産品を展示即売する施設等の総合的な地域農業振興の核となる施設を、国県や農業協同組合等との連携を図りながら、計画的に整備します。
	農村環境の整備	地域が自ら考える個性ある農村振興が図れるよう、地域住民の参加の下に総合的な農村環境の整備を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
	戦略的産業の誘致	次世代の戦略産業など産業誘致を推進するために、地域ポテンシャルなどを踏まえ、工業団地の計画的整備を進めます。
中核都市機能	公共交通網の利便性の向上	公共交通網の利便性の向上のために、新幹線久留米駅へのアクセス機能の強化、既存駅の交通結節機能の強化を図る駅前広場の整備、久大本線などの新駅の設置などを、事業者との連携のもとに、計画的に進めます。
	広域幹線道路の整備	国県との連携を図りながら、新市と周囲の都市圏とのアクセス強化を図る広域幹線道路網の整備を、計画的に進めます。
行財政経営	総合支所の整備	旧町を対象として、域内分権の核となる総合支所的機能を有する施設整備を、計画的に整備します。
	電子市役所の構築	情報通信技術を活用し、新市の中での均等な行政サービスの確保を進めます。また、電子市役所の構築により、行政運営の質の転換を図るとともに、市民が身近なところでいつでも行政サービスが受けられる環境を計画的に整備します。

関連ページ 9ページ

## 合併しなかった場合の1市4町の長期財政推計(一般財源ベース)

単位:百万円

区分	平成12年度~平成16年度	平成17年度~平成21年度	平成22年度~平成26年度
歳入	326,923	323,857	327,999
地方税	178,867	180,245	185,697
地方交付税	91,499	77,125	75,658
その他	56,557	66,487	66,644
歳出	291,347	300,603	308,773
人件費	93,616	93,264	91,691
扶助費	20,354	23,332	23,693
公債費	47,631	50,551	58,828
その他	129,746	133,456	134,561
投資可能額	35,576	23,254	19,226

関連ページ 3ページ 関連ページ 24ページ

国の地方交付税制度の見直しに伴い、1市4町の地方交付税額は平成12~16年度に比較し、平成22~26年度では、年平均約31億7000万円の減額となり、将来の財政運営が非常に困難になることが想定されます。さらに、各市町の公共サービス等を現在の水準で実施していくことを前提にすれば、地方交付税額減少と公債費増に起因して、投資可能額にまわせる財源が平成12~16年度に約356億円であったものが平成22~26年度には約192億円と半減し、都市づくりに投下する費用が確実に減少することになります。なお、この長期財政推計は、一般財源(国からの補助金などを除いた自治体が自由に使える財源)ベースで作成していますので、事業費ベースで作成している財政計画(24、25ページ)の数値とは一致していません。

## 事業所税

区分	資産割	従業者割
納税義務者	事務所または事業所において事業を行う法人または個人	
課税標準	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
	個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
税率	1	従業者給与総額の0.25%
免税点	事業所床面積1,000以下	従業者数100人以下
納税の方法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めることになっています。	
申告納付期限	法人	事業年度終了の日から2ヵ月以内
	個人	翌年の3月15日まで

注1 事業所税の免税点は、市内のすべての事業所等を合算して判定されます。  
注2 農業生産施設など非課税の施設もあります。詳しいことは、各市町の税務担当課へお問い合わせください。

関連ページ 11ページ

## まちづくり推進事業費補助制度

概要	自治会活動の助成(事業費補助) 1団体につき年1回限り
補助対象団体	一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて組織されている自治会、町内会等の団体またはその連合体
補助対象事業	自主防災に関する器材購入費等 祭りの費用等 広報紙発行備品購入費 掲示板、記念碑設置費 文化スポーツ振興に関する設備費等
補助率及び補助限度額	補助率:対象事業経費の1/2以内 限度額:10万円

関連ページ 14ページ

## 小地域公民館(集会所)建築費補助制度

概要	交付要綱に基づき予算の範囲内で助成
補助対象経費	新築、増築、修繕、模様替え、その他(備品は対象外)
補助基準	人口により面積(上限)が4区分 (110、165、220、330) 構造により基準単価(上限)が3区分 (RC176千円/、鉄骨150千円/、木造105千円/)
補助率	2/3

関連ページ 14ページ

## 姉妹都市・友好都市

区分	姉妹都市	友好都市
久留米市	郡山市(福島県) モデスト市(アメリカ合衆国カリフォルニア州)	合肥市(中華人民共和国安徽省)
三浦町	該当なし	上海市松江区(中華人民共和国)

田主丸町、北野町、城島町は該当なし

関連ページ 15ページ



## 融資制度

制度名	用途	限度額	利率	期間	
合理化資金	設備	2,000万円	1.7%	7年	
長期事業資金	運転	2,000万円	1.7%	7年	
経営安定資金	小口資金	設備・運転	1,250万円	1.6%	5年
	無担保無保証人	設備・運転	1,250万円	1.6%	5年
	手形担保資金	運転	400万円	1.6%	手形期間内
短期安定資金	運転	100万円	1.6%	6か月	
緊急経営支援資金	運転	1,000万円	1.46%	7年	
店舗近代化資金	店舗改装	1,000~3,000万円(協同組合は5,000万円)	1.5%(長プラ)	10年	
先端産業振興資金	設備	1億円	1.5%(長プラ)	10年	

(平成15年4月1日現在) 関連ページ 19ページ

## 利子補給

制度名	用途
緊急経営支援資金	全額利子補給(1年間)
店舗近代化資金	支払利子の40%(利子は8%が上限) 保証協会の保証付でない場合は30%
先端産業振興資金	5カ年を限度に支払利子の40% (利子が5%以上の場合は利率の内2%に相当する額)

(平成15年4月1日現在) 関連ページ 19ページ

## 保証料補給

対象	用途	保証料補給額
市内の事業者で県信用保証協会の保証制度利用者	融資金額350万円以下	保証料の全額
市の無担保無保証人融資制度利用者	融資金額500万円以下	同上
先端産業振興資金の利用者	上限なし	支払保証料の30%

(平成15年4月1日現在) 関連ページ 19ページ